

弁護士（衛生工学衛生管理者、心理相談員）

# あいさん事務所便り



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

## 労災のない職場づくりを目指す「あんぜんプロジェクト」

### ◆「あんぜんプロジェクト」とは？

「あんぜんプロジェクト」は、労働災害のない日本を目指して労働者の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るため、厚生労働省が行っているプロジェクトです。

同省では、今年で 4 回目を迎える同プロジェクトの一環として、今月 16 日から労働災害防止に向けた企業の取組事例を募集・公開し、投票により優良事例を選ぶ、平成 26 年度『見える』安全活動コンクール」を実施します。

応募期間は、9 月 16 日から 11 月 14 日までで、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページ（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>）に掲載され、3 月上旬に優良事例を発表する予定です。

### ◆プロジェクトの趣旨と目的

平成 26 年に入り労災発生

状況は増加傾向を示すなど厳しい状況にあったため、厚生労働省は先月、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行い、産業界全体に企業の安全衛生活動の総点検を呼びかけました。

職場に潜む危険性を可視化することは、職場の安全活動を活性化させるうえで効果的な手段であるため、同省では平成 23 年度から安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の積極的な展開を図っています。

この取組の一環として実施している『見える』安全活動コンクール」では、職場の安全活動の中で、危険の認識や作業上の注意喚起をわかりやすく周知でき、また、一般の労働者も参加しやすい活動である安全活動の「見える」化について、取組事例を募集、公開し、広く国民から投票を募り、優良事例を決定します。

### ◆安全活動の創意工夫事例を参考に

このコンクールに応募された取組事例は、現場の安全

活動の取組みに活用できるよう、「あんぜんプロジェクト」ホームページ上で継続的に公開されています。

今年度は、陸上貨物運送事業、第三次産業等の業種における災害が増加傾向にあることや、昨年度の応募状況を踏まえ、「女性、高齢者、未熟練労働者の労働災害を防止するための見える化」や「転倒災害を防止するための見える化」、「IT 技術を利用した見える化」など類型別に募集を行うようです。

同ページでは、「見える」安全活動の例として過去の優良事例が公開されていますので、参考にしてみたいかがでしょうか。

## 会社に求められる「LGBT」の従業員への配慮

### ◆「LGBT」とは？

LGBT は、性的マイノリティー（同性愛者など）の人たちのことで、日本でも全体の役 5% いるといわれています。自分が LGBT であることをカミングアウトしていない人も多いようです。

### ◆セクハラは異性間だけではない

今年の 7 月に男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する指針が見直され、「セクハラには同性に対するものも含まれる」と明示されました。

今後は LGBT の人たちに対する差別的な言葉や行動もセクハラとなります。

### ◆会社に求められることは？

会社は当然、LGBT の人への配慮が必要となります。例えば、LGBT をからかう言葉（ホモ、おかま等）を使う、存在を否定する、「彼氏（彼女）いないの？」などとしつこく聞く、性的指向と仕事の能力を結びつけるなどは、しないようにしなければなりません。

自社の社員にはいないと思っても、本人が隠しているだけかもしれません。社員が皆働きやすい職場を作っていく必要があります。

### ◆社内制度の見直しも

LGBT の人たちへの対応に積極的に乗り出す会社も増えてきています。

例えば、福利厚生制度の見直しです。社内規定を改定し、事実婚やパートナーとの同

居を届け出る「パートナー届け制度」を設けるなどがその一例です。

法律婚の夫婦と同じく、結婚、育児、介護などの特別休暇や家族手当、慶弔見舞金の対象とするというものです。

会社の理解があれば、本人のモチベーションアップにもつながりますね。

## 10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、7 月~9 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付

- [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 当事務所よりひと言

今回は、「あんぜんプロジェクト」の話題を取り上げました。

労災ゼロの安全な職場を目指すには、その対極である危険について知ることも重要です。

私も、先日、危険物取扱者の乙類を取り終わり、無事に甲種に合格しましたが、危険物の取扱や法令からは、労働安全や衛生に関して多くの刺激を受けました。

今後とも研鑽を続け、高い専門性のある法的サービスを提供できるよう努力する所存です。

